

練馬区立学校保護者 様

練馬区立学校における臨時休業の延長について

日頃より練馬区立学校の教育活動にご理解ご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、練馬区教育委員会は、令和2年3月30日に4月6日からの教育活動の再開について連絡したところですが、しかしながら、現在も新型コロナウイルス感染者数は日々増加しており、政府の専門家会議は4月1日、東京など「感染拡大警戒地域」は学校の一斉臨時休業を検討すべきとの新しい提言を行いました。これを受け東京都は、同日、都立学校を5月6日まで臨時休業とすることを決定し、小中学校においても同様の措置を取るよう各区市町村に要請しました。

そこで区は、東京都の要請を受け、学校を新たな感染集団(クラスター)にしてはならないとの考えから、区立小中学校を、都立学校と同じく5月の連休まで臨時休業することとしました。

保護者の皆様におかれましては、何卒ご理解ご協力をいただきますようお願いいたします。

今後の状況の変化に応じて、対応を変更する場合には改めてご連絡いたします。

1 教育活動再開の予定日

小学校、中学校および小中一貫教育校ともに 5月7日(木)(それまでは学校を休業とする)

2 臨時休業の延長に係る諸対応

- (1) 臨時休業中の家庭学習や登校日、児童の居場所等に関する情報については区ホームページの「臨時休業の延長に係る学校の諸対応」をご確認ください。
- (2) 上記(1)の「臨時休業の延長に係る学校の諸対応」を踏まえた各学校の対応の詳細等は、今後各学校がメールや学校ホームページを通じて連絡いたします。

【問い合わせ】

教育指導課 指導主事
電話 5984-5759